

新上五島町地域活性化推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、新上五島町地域活性化推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、新上五島町の事業者、協会・団体、個人、行政が協力連携し、地域情報化のための施策を総合的に推進することにより、活力ある地域社会の形成を図り、もって新上五島町の活性化、町勢の振興及び町民の生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ICTを利用したサービス及びプロモーションの展開を推進するための情報基盤の整備
- (2) 地域ネットワーク網及び公共ネットワーク網を活用した地域情報化の推進
- (3) 観光振興を目的とした情報の収集・編集・発信、観光商品の販促企画、素材の発掘、商品化の推進
- (4) 物産振興を目的とした情報の収集・編集・発信、物産商品の販促企画、素材の発掘、商品化の推進
- (5) 地域情報化に伴う人材教育・人材育成等、教育に関する事業推進のための組織づくり
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び役員

(会員)

第4条 協議会の趣旨に賛同するものは、会員となることができる。

- 2 会員は、特別会員及び普通会员並びに賛助会員とし、協議会の事業成果に関する資料の配付、協議会が保有する資料や、その他協議会の事業に関する情報の提供を受けられることができる。
- 3 特別会員及び普通会员は、総会の構成員となるとともに、第12条により設置される委員会の構成員となることができる。

(入・退会)

第5条 協議会へ入会しようとする者は、所定の申込書を提出することとする。

- 2 協議会を退会しようとする者は、原則として退会の3ヶ月前までに届け出なければならない。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	3名以内
幹 事	10名以内
企画委員	10名以内
監 事	2名

(役員を選任)

第7条 会長及び副会長並びに監事は、総会において選出する。

- 2 幹事は会長が指名する。
- 3 第1項の方法により、次のものを会長とする。

南松浦郡新上五島町有川郷2636番地 井上俊昭

(役員の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は、協議会の目的を円滑に進めるため、必要な業務を執行する。
- 4 監事は、協議会の会計、財産の状況及び業務の執行の状況を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、会長が指名する者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第3章 会議

(総会)

第10条 総会は、特別会員及び普通会員によって構成する。

- 2 総会は、この規約に定めるもののほか、事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算等協議会の重要事項について承認を行う。
- 3 総会は、年に1回定期的に開催するほか、会長が必要と認めたときに臨時総会を招集することができる。
- 4 総会の議長は、会長又はあらかじめ会長が指名するものとする。
- 5 総会は、特別会員及び普通会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 6 総会の議事は、出席した過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 7 やむを得ない理由のため会議に出席できない総会の構成員は、書面をもって表決し、または他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものと見なす。

(幹事会)

第11条 幹事会は、会長、副会長、幹事及び委員会の長をもって構成する。

- 2 幹事会は、この規約で定めるもののほか、事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算等協議会の重要事項を議決する。また、会長が必要と認めた事項について議決する。
- 3 幹事会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 4 幹事会には、前条第4項から第7項までの規定を準用する。

(委員会)

第12条 協議会に、具体的な事業の推進を図るため、委員会を設置し、調査研究及び企画運営を行う。

2 協議会に10名程度で構成する次の委員会を置く。

- (1) ICT戦略委員会
- (2) 地域情報委員会
- (3) 観光振興委員会
- (4) 物産振興委員会
- (5) 情報教育委員会

3 委員会の委員及びその長は、会長が指名する。

4 委員会がとりまとめた調査研究、企画運営等については、幹事会に報告

し、承認を受けるものとする。

5 委員会には、第10条の第4項から第7項までの規定を準用する。

(アドバイザー)

第13条 協議会に、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、会長が委嘱する。

3 アドバイザーは、総会、幹事会及び委員会において意見を述べることができる。

第4章 会計

(事業年度及び会計年度)

第14条 協議会の事業年度及び会計年度は、毎年度4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第15条 協議会の事業を行うために必要な経費は、会費その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会費については、別に定める。

第5章 その他

(事務局)

第16条 協議会の事務局は、南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1 新上五島町役場 情報化推進室内に置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局員若干名を置く。

3 事務局長は、情報化推進室長をもって充てる。

(委任)

第17条 この規約のほか、協議会の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成18年6月15日から施行する。

2 平成19年3月20日改正 第7条第3項、全文追加(会長住所・氏名)
第16条第1項中、文字の追加(住所)